

西区寄り添い型学習支援事業 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、西区寄り添い型学習支援事業（以下、「学習支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この要領に定める。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア 参加者の公募条件
 - イ 評価方法の決定
 - ウ 提出書類の決定
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア 評価結果の審査
 - イ 受託候補者の選定
 - ウ 選定結果の通知

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第4条 参加資格は、以下の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 令和8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「その他の委託等」について登載された法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを必要条件とする。

なお、契約にあたっては、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていることを条件とする。
- (2) 「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」第3条第1項に定める要件に該当すること。
- (3) 別表1の様式2による欠格事項に該当しないこと

(参加表明手続)

第5条 参加を申込む法人は、別表1に定める参加意向申出書（様式1）及び欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式2）を区長に提出しなければならない。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書（様式1）及び欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式2）を提出した法人に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した法人には、提出要請書を送付し、提案書の提出を要請する。

2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向

申出書の提出先まで提出しなければならない。

- 3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

(提案書の提出)

第7条 提案書の提出を要請された法人は、区長に提出することができる。なお、提案書の作成にあたり質疑のある場合は、別表1に定める質問書(様式3)を提出することができる。

- 2 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表2に定める。

- (1) 提案書
- (2) 法人の概要
- (3) 学習支援事業の業務実施方針
- (4) 学習支援事業の業務実施内容及び実施手法
- (5) 学習支援事業の業務実施体制
- (6) 学習支援事業の業務管理運営体制
- (7) 収支予算書
- (8) その他学習支援事業の実施に必要な事項

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学習支援事業に対する理念及び業務実施方針の妥当性・実現性等
- (2) 業務実施内容及び実施手法の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (4) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人(以下、「提案者」という。)にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。
- 4 第1項各号の評価項目ごとの合計点が、各項目の配点の合計点の60%を基準点(小数点第1位を切り捨て)とし、1項目でも基準点を下回った場合は、失格とする。
- 5 総合計点が同点の場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きとする。
- 6 提案者が1者の場合にも評価を実施する。
- 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第9条 プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会の委員は次の者とし、委員長及び副委員長を置く。
 - (1) 西区総務課長(委員長)
 - (2) 西区福祉保健課長(副委員長)
 - (3) 西区こども家庭支援課長
 - (4) 西区生活支援課長
 - (5) 西区中学校長会から推薦された学校長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 5 委員長は、評価結果を西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 委員会の総務は、西区生活支援課が行う。

(評価結果の通知)

第10条 区長は、西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会による評価結果について、提案者に通知する。

2 委員会要綱第9条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(特定の効力)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、受託候補者として特定した法人（以下、「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、特定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 第7条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき

(2) 事業の委託契約について違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき

(3) 事業運営にあたり、区との連携及び協力に欠けるとき

(4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人特定の効力を取り消す。

(その他)

第12条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年9月16日から施行する。

別表1

様式番号	書類名
様式1	参加意向申出書
様式2	欠格事項に該当しないことの宣誓書
様式3	質問書

別表2

様式番号	書類名
様式4	提案書
様式5	法人の概要について
様式6、様式7	業務実施方針について
様式8、様式9、様式10	業務実施内容及び実施手法について
様式11	業務実施体制について
様式12	業務実施上の管理運営体制について
様式13	収支予算書

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件 名 : 令和9年度 西区寄り添い型学習支援事業

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

令和 年 月 日

欠格事項に該当しないことの宣誓書

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

当団体は、以下に規定する西区寄り添い型学習支援事業委託に関する参加資格の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【欠格事項】

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- 2 参加意向申出書の受付の日から受託候補者の特定の日までの間、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- 3 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 4 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者
- 6 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- 7 代表者もしくは役員が次のいずれかに該当する団体
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

(様式3)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名： 令和9年度 西区寄り添い型学習支援事業

質 問 事 項
※ 質問毎に1枚ご記入ください。(ご記入の際は削除してください。)

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

回答の送付先
担当部署
担当者名
電話番号
FAX
E-mail

(様式4)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件 名 : 令和9年度 西区寄り添い型学習支援事業

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

法人の概要について

法人の沿革、経営(運営)理念、経営(運営)方針、組織形態、事業概要、活動実績等について、記載してください。

1 業務実施方針について（その1）

（1）寄り添い型学習支援事業を取り巻く現状や理念、活動実績等について

ア 国や本市の動向、貧困の連鎖に関する現状や課題、その課題を解決するための考え方について、記載してください。

イ 学習支援や相談支援に関する理念や考え方について、西区の特性を踏まえた上で記載してください。

ウ 学習支援関連事業に関する活動実績について、記載してください。

1 業務実施方針について（その 2）

（2）寄り添い型学習支援事業の業務実施方針について

ア 生活保護世帯等の子どものおかれた生活や学習環境をどのように捉えているかについて、記載してください。

イ 学習支援及び相談支援の実施方針について、記載してください。

ウ 実施方針を踏まえた事業運営の方法について、記載してください。

2 業務実施内容及び実施手法について（その1）

（1）高校進学等を目的とした個別学習支援の取組について

ア 対象者の学力把握及び理解度に応じて使用する教材について、記載してください。

イ 対象者の個々の実情に応じた学習支援アシスタントの配置や学習支援プランの立案・進行管理の考え方について、記載してください。

ウ 学習意欲を向上させるための考え方や取組について、記載してください。

2 業務実施内容及び実施手法について（その2）

（1）高校進学等を目的とした個別学習支援の取組について

エ 学習支援を通して、コミュニケーション能力など自立的な生活を営むうえで必要となる資質・能力等を向上させるための考え方や取組について、記載してください。

（2）学習及び進学等に関する相談支援の取組について

対象者や保護者からの学習や進学等に関する相談にどのように取り組むかについて、記載してください。

（3）学習支援、相談支援に関する情報の収集及び対象者への提供について

対象者の学習や進学相談等に必要な情報をどのように収集し、また提供するかについて、記載してください。

2 業務実施内容及び実施手法について（その3）

（4）高校等の定着支援及び中退防止に対する支援について

高校へ進学した生徒等に対する定着や、卒業に向けた支援の取組について、記載してください。

（5）高校生世代に対する進学や就職に対する支援について

高校生世代の将来の選択肢を広げるために、進学や就職に関する情報提供の取り組みについて、記載してください。

3 業務実施体制について

(1) 職員の確保や配置についての考え方や計画を具体的に記載してください。

区 分	実施方針や運営の考え方を踏まえた人材確保や配置の考え方（資格・経歴等）
統括責任者	
学習支援 スタッフ	

※ 人数については、提案内容にあわせて増減してください。

(2) 学習支援アシスタントの確保の考え方や計画について、記載してください。

(3) 職員及び学習支援アシスタントの研修計画について、記載してください。

4 業務実施上の管理運営体制について

(1) 事業実施における管理運営の考え方について

ア 区役所、関係機関との協働、連携に対する考え方について、記載してください。

イ 個人情報保護等、情報管理の考え方及び計画について、記載してください。

ウ 対象者や保護者のプライバシーの配慮にどのように取り組むかについて、記載してください。

エ 事故防止等のリスクマネジメントの考え方及び計画について、記載してください。

オ 対象者の意見や要望の把握、苦情等に対する対応方法について、記載してください。

収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
		横浜市からの委託費
		その他
計		

2 支出

項 目	予 算 額	算 出 の 基 礎
人件費		
事業費		
事務費		
計		

※ 収入の合計と支出の合計は、同額になります。

※ 項目については、提案内容にあわせて増減してください。